

お取引先様各位

2018年4月3日  
株式会社ハウスジーマン

一般社団法人住宅技術協議会の地盤保証制度の  
保証書記載内容変更および取下げに関するご案内

当社が取次サービスを提供している一般社団法人住宅技術協議会の地盤保証制度における保証書の発行方法を本年2月よりポータルサイト上で発行し提供する方法(web保証書)に変更しております。

これにより、地盤審査完了後、判定結果が改良なしの場合、地盤調査報告書作成後直ちに地盤保証書が発行されるようになりましたので、保証書に記載する物件名称や所在地の変更および保証の取下げに関する手続きを下記の通り変更いたしますのでご案内いたします。

記

1. 保証書の記載内容の変更

地盤保証書に記載する物件名称や所在地は、地盤調査や地盤改良工事の報告書と同一に、申込時点の情報で発行いたします。

仮称や仮換地等の所在地であっても、物件特定の観点から保証書として問題ありませんが、地盤保証の物件名称や所在地を変更する場合は、別紙の「地盤保証変更・取下げ請求書」を利用して請求してください。

なお、保証書記載内容の変更に費用は掛かりません。

2. 地盤保証の取下げ

請負契約そのものがなくなった等の止むを得ない場合であっても地盤保証書発行後の取下げは受付できません。また、保証書発行後は保証料の返戻も行いません。

なお、地盤保証書発行前の取下げは従前通り、地盤調査実施後であれば事務手数料4,000円(税別)が必要となります。

保証料返戻の際に、事務手数料を差し引いた金額となります。

適用日：2018年5月1日以降のお申込み物件

以上

<問い合わせ先> 株式会社ハウスジーマン 営業部 TEL：03-5408-8486  
基礎解析室 TEL：03-5405-9650